

ウィーン売買条約における権利の瑕疵

田中宏治

- 一 序文
- 二 第四一条
- 三 第四二条
- 四 第四三条

一 序文

ウィーン売買条約とは、国際物品売買契約に関する国際連合条約(昭和五五(一九八〇)年ウィーンで採択、昭和六三(一九八八)年発効)であり、異なる社会的、経済的および法的な制度を考慮した国際物品売買契約を規律する統一的準則である。わが国では、平成二〇(二〇〇八)年に国会で承認され、その翌年に発効している。

ウィーン売買条約においては、わが国の民法と同様、売買目的物が契約に適合しない(目的物に瑕疵がある)とき

の売主の契約不適合責任(瑕疵担保責任)が規定されている。契約不適合(瑕疵)は、物の契約不適合(瑕疵)と権利の契約不適合(瑕疵)に区別されているところ、後者は、実務上問題となることが少なく、論じられることも少ない²⁾。本稿は、その問題に関する条約の三箇条の規定を簡潔に解説し、若干の裁判例を紹介するものである。

以下では、条文の順序どおりに第四一条から第四三条まで解説を施そう(二・三・四)。なお、以下で引用する条文は、断りのない限り、ウィーン売買条約のものである。

二 第四一条

(1) 1 概説 意義

本条は、権利の瑕疵に関する一般規定である。

第四一条【第三者の権利又は請求】

売主は、買主が第三者の権利又は請求の対象となつて
いる物品を受領することに同意した場合を除くほか、そ
のような権利又は請求の対象となつていない物品を引き
渡さなければならぬ。ただし、当該権利又は請求が工
業所有権その他の知的財産権に基づくものである場合に
は、売主の義務は、次条の規定によつて規律される。

(2) 趣旨

第四一条から第四三条までの三か条は、権利の瑕疵に関
する規定である。そのうち、第四一条が権利の瑕疵に関す
る一般的な規定であり、第四二条は、知的財産権に基づく
権利の瑕疵に関する規定であり、第四三条は、第四一条お
よび第四二条の規定が適用される要件としての不適合（瑕
疵）の通知に関する規定である。

(1) 2 権利の契約不適合（瑕疵）との区別 物の契約不適合（瑕疵）との区別

売主は、契約に定める数量、品質および種類に適合し、
かつ、契約に定める方法で収納され、または包装された物
品を引き渡さなければならない（第三五条一項）。しかも、
売主は、第三者の権利または請求の対象となつていない物
品を引き渡さなければならない（第四一条本文）。従来、わ
が国で用いられてきた「瑕疵」という用語を使えば、売主
は、物の瑕疵（第三五条）だけでなく、権利の瑕疵（第四
一条）についても責任を負う、と言い換えることができる。
言うまでもなく、物の瑕疵と権利の瑕疵との区別の分水嶺
は、第三者が登場するかどうか、である。第三者の権利が
存在しまたは第三者が請求することによつて生じる瑕疵
が、権利の瑕疵であり、それ以外の瑕疵が物の瑕疵である。
令和二年四月一日に施行される平成三〇年改正民法におい
て用いられる用語では、物の契約不適合および権利の契約
不適合、と言うべきことになるが、本稿では、契約不適合
と瑕疵という語を区別せずに用いている。

(2) 第四二条との関係

第四一条の本文および但書を合わせ読めば、売主は、知
的財産権に基づかない権利の瑕疵については、第四一条の
責任を負い、知的財産権に基づく権利の瑕疵については第
四二条の責任を負う、と解釈される（↓3）。なお、第四
一条と第四二条との関係については、いわゆる「特別法は
一般法を破る」ものとしての一般規定と特別規定との関係

ではない。なぜならば、第四条但書が、すでに、第四条の適用領域を、第四条のそれとは区別して、両者は矛盾することがないからである。

(3) 第三者の権利

第三者の権利としては、すべての権利が含まれ、債権・物権などの種類を問わない。通常は、物権が問題となるが、買主に対する効力が存する限り、債権であってもよい。典型は、所有権であり、第三者の所有物が売却されたとき、その場合に於たる。

目的物に対する法律上の制限は、権利の契約不適合ではなく、物の契約不適合である。わが国の民法では、法律上の制限は、物の契約不適合と解するけれども（判例）、民法五六八条四項の規定の適用を回避して競売における担保責任（同条一項）を生じさせるために権利の契約不適合と解する立場が有力であることにも、注意を払うべきである。

(4) 第三者の請求

第三者の請求とは、第三者の権利に基づく正当な請求だけでなく、権利に基づかない（無権利の）請求も含む。また、その請求は、裁判上の請求だけではなく、裁判外の請求も含む。

文理上は、右のように、無権利者からの請求も本条の請求に含まれる、と解さざるを得ない。しかし、明らかな無

権利者からの請求は、本条の請求にはあたらない、と「請求」を「明らかに無権利者ではない者の請求」と縮小して（売主に有利に）解釈すべきではないか、という学説上の争いがある。しかし、裁判例としては、縮小解釈を肯定したものは存在せず、次の判決においても、未解決のまま残っている。

四一—— ドイツ・連邦通常裁判所（BGH）二〇〇六年一月一日。

買主X（オランダ）が売主Y（ドイツ）から中古車を三万九〇〇〇マルクで購入した。中古車は、ドイツの車検証とともに引き渡された。中古車がXの下にあったところ、パリからの盗品であるとの疑いで警察に押収された。さらに、保険代位によって中古車の所有権を取得したと主張する保険会社Aが、中古車の返還を請求した。これに対して、Xは即時取得を主張した。このAX間の訴訟がオランダで係属中であるところ、XはYに対して、売買代金の返還と、中古車の受取り・整備・塗装の費用の償還を求めて訴えを提起した。請求は、第一審では認容されたものの、控訴審では逆に棄却され、それに対する上告も棄却された。

判決において、一般論として、「全くの無権利者の請求にも本条の適用があるかどうか、については争われているが、それについては判断を要しない」とされた。な

せならば、本件では、「第三者の権利又は請求を知り、又は知るべきであった時から合理的な期間内に、売主に對してそのような権利又は請求の性質を特定した通知」(第四三条一項)をXが怠ったことを理由に(本件では通知は、警察の押収を知った時から二箇月以上、Aの請求を知った時から約七箇月経過していた)、Xは権利を失った、と判断されたためである。

四一―二 オーストリア・最高裁判所(OGH)一九九六年二月六日¹¹⁾

買主X(ドイツ)が売主Y(オーストリア)に三〇〇〇トンのプロパンをトン当たり三七六米ドルで注文した。Xは同日、A(オランダ)に對してそのプロパンを転売した。Xは、複数回にわたって履行のための期間を定め、たにもかかわらず、Yが引き渡さなかった。そのため、Xは、X Aの転売契約を履行期に履行できず、トン当たり五ドル、一万五〇〇〇ドル(一六万八〇〇〇オーストリアシリング)の損害を被った、と主張し、同額の賠償金支払を請求した。請求は、審級を通じて認容された。判決は傍論として、本条を挙げつつ、特約のないかぎり、売主は、買主の転売が第三者から制限されない物を引き渡さなければならず、売主の前主が、買主の転売についてなんらかの制限を留保する(請求する)ときは、権利の契約不適合が存在する、と判示した。

(5) 基準時

瑕疵の存在の基準時は、原則として、引渡時である。契約締結時ではない¹²⁾。つまり、売主は、引渡時に存する権利の契約不適合について責任を負う。もともと、第三者が請求することによって、権利の契約不適合が生じる場合においては、その請求を理由づける事情だけが引渡時に存在していればよく、請求自体は引渡後であってもかまわないし、むしろそれが通常である¹³⁾。

3 知的財産権に基づく第三者の権利または請求

第三者の権利または請求が知的財産権に基づくときには、第四二条を参照(→三)。

4 免責

買主が第三者の権利または請求の対象となっている物品を受領することに同意した場合には、売主は免責される。これに對し、物品が第三者の権利または請求の対象となっていることについて買主の悪意または重過失があるだけでは、売主は免責されない、ということが反対解釈によって導かれる。この点で、物の瑕疵とは異なることに注意を要する(第三五三条三項参照¹⁴⁾)。したがって、売主が免責を主張するときは、権利の契約不適合の存在にかかわらず物品を受領することを欲した、という買主の同意を売主が証明しなければならぬ¹⁵⁾。

たとえば、売主が、瑕疵の存在を伝え、その除去を申し出たにもかかわらず、買主がなんらの留保なく物品を受領したときは、買主は同意したとみなされることが多いだろう。もつとも、個別の事案においては同意の認定には慎重を期するべきであろう。

なお、売主の免責に関する事前の合意の有効性は、準拠法に従って判断される（第四条a）。

また、買主が合理的な期間内の瑕疵の通知を怠るときは、売主は免責される（第四三条一項）（↓四）。

5 効果

買主は、売主が本条に基づく義務を履行しない場合には、第四五条一項に基づいて、第四六条から第五二条までに規定する権利を行使すること、および第七四条から第七七条までの規定に従って損害賠償の請求をすることができる。

したがって、契約の解除の意思表示をすることができるのは、権利の瑕疵が重大な契約違反となる場合に限られる（第四九条一項a）。

損害賠償の範囲には、第三者の権利を失わせる費用、第三者の請求をやめさせる費用、第三者に対する法的防御の費用、物品の使用不能による損害、物品の減価、等が含まれる。

本条約の「第二節 物品の適合性及び第三者の権利又は請求」という用語が示すとおり、物品の適合性と第三者の

権利又は請求とは区別される。したがって、第四六条二項・三項の規定の適用はないので、第四六条一項の規定を根拠に、代替品の引渡し、または物品の修補を請求することができない。同じ理由で、第五〇条の規定の適用もない。

6 証明責任

第三者の権利または請求については、買主が証明責任を負い、買主の同意または権利の瑕疵が除去されたことについては、売主が証明責任を負う。買主が損害賠償を請求する場合には、損害の発生については、買主が証明責任を負う。

三 第四二条

1 概説

(1) 意義

本条は、権利の瑕疵に関する一般的な規定の第四一条とは異なり、権利の瑕疵が知的財産権に基づくときに限って適用される特別な規定であり、第四一条の規定よりも売主の責任を軽減するためのものである。

【第四二条】知的財産権に基づく第三者の権利又は請求

(1) 売主は、自己が契約の締結時に知り、又は知らないこととはあり得なかった工業所有権その他の知的財産権に基づく第三者の権利又は請求の対象となっていない物品を

引き渡さなければならぬ。ただし、そのような権利又は請求が、次の国の法の下での工業所有権その他の知的財産権に基づく場合に限る。

(a)ある国において物品が転売され、又は他の方法によって使用されることを当事者双方が契約の締結時に想定していた場合には、当該国の法

(b)その他の場合には、買主が営業所を有する国の法

(2)売主は、次の場合には、(1)の規定に基づく義務を負わない。

(a)買主が契約の締結時に(1)に規定する権利又は請求を知り、又は知らないことはあり得なかつた場合

(b)(1)に規定する権利又は請求が、買主の提供した技術的図面、設計、製法その他の指定に売主が従つたことによつて生じた場合

(2) 趣旨

第三者の権利または請求が知的財産権に基づくときは、物品が使用される国(売主から見ると外国であることが通常である)の法制度に依拠されるのであり、それは、国によつてさまざまに異なりうるものである。そのため、そのいづれかに基づく第三者の権利または請求すべての対象となつていない物品を引き渡すことを、売主に期待することはできない。したがつて、たしかに、売主は、知的財産権に基づく第三者の権利または請求の対象となつていない物

品を引き渡さなければならないが、しかしそれは、当事者双方が契約の締結時に物品の転売や使用を想定していた国か、その他の場合には、買主が営業所を有する国の法の下での知的財産権に基づく場合に限られるのである。しかも、売主が、契約の締結時に、第三者の権利または請求について悪意または知らないはずはあり得なかつた場合に限られる。すなわち、売主の責任は、基準国と悪意または重過失の二点について、軽減されているのである。

2 要件

(1) 工業所有権その他の知的財産権

産業、学術、文芸または美術の分野における知的活動から生ずるすべての権利が、これに含まれる。工業所有権も知的財産権に含まれるものであるが、それを本条一項は明示して確認している。人格権および氏名権も含まれると解釈されている。

(2) 第三者の権利または請求

本条における第三者の権利または請求とは、そのような知的財産権に基づく第三者の権利が物品に存在する、またはそのような知的財産権に基づく第三者の請求が物品についてなされることである。後者については、その請求が、権利に基づく正当な請求であることは必要ではなく、無権利者の請求であってもよい。買主が物品を制限なく使用する

ることについて、第三者が争いの対象とすることで足りる。⁸³

(3) 基準国

本条において問題となる国は、すべての国ではなく、以下の基準によって定まる国であり、そのような国の知的財産権に基づく第三者の権利または請求の対象となっていない物品を売主は引き渡さなければならない。

(ア) 物品が転売され、又は他の方法によって使用されることを当事者双方が契約の締結時に想定していた国（第四条二条一項但書(a)）。引渡地が基準になるわけではない。

(イ) そのような国を想定していなかったときは（第四条二条一項但書(a)の規定が適用されないときは）、契約締結時に買主が営業所を有する国（第四条二条一項但書(b)）。買主の営業所が複数存在するときは、契約の締結時以前に当事者双方が知り、または想定していた事情を考慮して、契約およびその履行に最も密接な関係を有する営業所の存在する国（第一〇条参照）。

(4) 悪意または重過失

売主は、工業所有権その他の知的財産権に基づく第三者の権利または請求の対象となっていない物品を引き渡さなければならぬが、それは、そのような第三者の権利または請求の対象となっていることを、売主自身が契約締結時

に知り、又は知らないことはあり得なかった場合に限られる（第四条二条一項本文）。知らないことはあり得なかった場合とは、知らないことについて重大な過失（重過失）があった場合と言い換えてよい。⁸⁴

3 免責

(1) 買主の悪意または重過失

売主は、買主が契約締結時に本条一項に規定する権利または請求を知り、又は知らないことはあり得なかった場合、つまり、買主の悪意または重過失の場合には、本条一項の規定に基づく義務を免じられる（本条二項(a)）。物の瑕疵に関する三五条三項に対応する規定である。⁸⁵

(2) 買主の指定

第三者の権利または請求が、買主の提供した技術的図面、設計、製法その他の指定に売主が従ったことよって生じた場合にも、本条一項の規定に基づく義務を免じられる（本条二項(b)）。そのような技術的図面、設計、製法その他の指定に売主が従えば、物品が第三者の権利または請求の対象となることについて買主が悪意であったことなど、買主の主観的事情は要件とはされていない。⁸⁶

四二一―イスラエル・最高裁判所 (Supreme Court)

一九九三年八月二日⁸³

製造業者である売主Y（イスラエル）が買主X（ベルギー）に、Xの注文に応じて、Leads（リーバイス）ジーンズの商標を印に付けたブーツを製造して売却した。ところが、アメリカ合衆国への通関に際して、その印が「Leads」社の商標を侵害していることを理由に、ブーツが没収された。後日、和解のうえ印は外され、Xは、アメリカ合衆国でブーツを大幅に値引きして販売しなければならなかった。そこで、Xは、Yに対して、損害賠償を請求した。

判決は、「Yは、物品に第三者の商標権が及ぶという事実について責任を負わない、なぜならば、ここでは、Xは、契約締結時にその事実を知り、又は知らないことはあり得なかつたのであり、さらに、X自身が商標を含むブーツのデザインを提供したからである」と判示した。³³⁾

4 効果

第四条と同じである。すなわち、買主は、売主が本条に基づく義務を履行しない場合には、第四五条一項の規定に従って第四六条から第五二条までに規定する権利を行使すること、および第七四条から第七七条までの規定に従って損害賠償の請求をすることができる。したがって、契約の解除の意思表示をすることができるのは、権利の瑕疵が重大な契約違反となる場合に限られる（第四九条一項）。

本条についても、第四条と同様に、第四六条二項・三

項の規定の適用はないので、第四六条一項の規定に基づいて、代替品の引渡しまたは物品の修補を請求することができる。³⁴⁾ また、同様に、第五〇条の規定の適用もない。³⁵⁾

5 証明責任

第四条の規定と同じく、第三者の権利または請求については、買主が証明責任を負う。それに加えて、①契約締結時の売主の悪意または重過失（本条一項本文）、②基準国（本条一項但書(a)(b)）についても、買主が証明責任を負う。なお、邦語訳では、②が但書で書かれているところ、但書は、通常、証明責任の転換を示すものと解釈されることが多いが、そのような趣旨ではないので、注意を要する。

買主の悪意または重過失（本条二項(a)）、または買主の指定に売主が従ったことよって第三者の権利または請求が生じたこと（本条二項(b)）については、売主が証明責任を負う。³⁶⁾

四二一一 オランダ・ツヴォレ地方裁判所 (Rb Zwolle) 一九九五年三月一日³⁷⁾

買主X（オランダ）が売主Y（イタリア）から一九九一〜一九九二年秋冬用のセーターを購入した。ところが、Aの著作権が問題となったため、Xは、Yに対して損害賠償を請求した。

判決は、契約締結時にAの著作権の存在についてのY

の悪意または重過失（本条一項本文）については、Xが証明責任を負う、と判示した。

四 第四三条

1 概説

(1) 意義

本条は、物の瑕疵に関する第三九条の規定と同様に、買主による瑕疵の通知を規定するものである。第三者の権利または請求を理由に、売主に対して第四一条または四二条の規定に依拠する権利を主張するためには、この通知を行わなければならない。

第四三条【買主による第三者の権利又は請求の通知、売

主の知っていた第三者の権利又は請求】

(1)買主は、第三者の権利又は請求を知り、又は知るべきであった時から合理的な期間内に、売主に対してそのような権利又は請求の性質を特定した通知を行わない場合には、前二条の規定に依拠する権利を失う。

(2)売主は、第三者の権利又は請求及びその性質を知っていた場合には、(1)の規定に依拠することができない。

(2) 趣旨

物の瑕疵においては、買主に物品が現実には交付されれば、通常は間もなく瑕疵が判明する。それに対して、権利の瑕

疵は、買主に物品が現実には交付されても、間もなく判明するとは限らない。そこで、権利の瑕疵においては、物の瑕疵における通知の期間制限（二年間、第三九条二項）を規定せず、買主の保護を厚くしているのである。

2 要件

(1) 通知

(ア) 権利または請求の性質

第三者の権利または請求の性質のいかんを問わず、買主は、そのような権利または請求の性質を特定した通知を行わなければならない。

(イ) 性質を特定した通知

通知の内容は、それを受けた売主が、権利の瑕疵に適切に応じることが出来る程度に特定されていなければならない。したがって、単に、第三者の権利または請求があったと通知するだけでは、特定した通知とはならない。少なくとも、第三者を特定し、権利または請求を特定したうえで、かつ、第三者がすでにとつた措置に関して買主が知っている事柄を通知しなければならない。

(ウ) 通知の方式

通知の方式は自由である。口頭で足りる。通知のために通信を行った場合には、その通信が到達しなかったときでも、本条の規定する通知を行ったことになる（第二七条参照）。

(2) 合理的な期間内

買主は、第三者の権利または請求を知り、又は知るべきであった時から合理的な期間内に、売主に対して通知を行わなければならない。合理的な期間の起算点は、第三者の権利または請求を知り、又は知るべきであった時であり、引渡時より前に遡ることはない。

合理的な期間は、具体的事案によって異なる。とくに考慮されるべきは、第三者の権利または請求の種類、および第三者がすでにとった措置である。

物の瑕疵における通知の期間制限（二年間、第三十九条一項）に対応する規定は無いので、通知は、第三者の権利または請求を知り、又は知るべきであった時から合理的な期間内でありさえすれば、物品の交付から二年を超えていてもよい。

四三―一 ドイツ：連邦通常裁判所（BGH）二〇〇六年一月一日（四一―一と同じ）

一九九九年四月二八日、買主X（オランダ）が売主Y（ドイツ）から中古車を三万九〇〇〇マルクで購入した。

中古車は、ドイツの車検証とともに引き渡された。一九九九年八月二三日、Xの下にあった中古車は、パリからの盗品であるとの疑いで警察に押収された。一九九九年一〇月二六日、XがYに対して、中古車が盗品であるために即時取得が認められず（ドイツ民法九三五条）、売

買は無効であると主張して、代金の返還を請求したところ、Yはこれを拒絶した。次に、二〇〇〇年五月一六日、保険代位によって中古車の所有権を取得したと主張する保険会社Aは、中古車の返還を請求した。これに対して、Xが即時取得を主張した。このAX間の訴訟はオランダにおいて係属中であるところ、二〇〇〇年一月一四日、XはYに対して、売買代金の返還と、ドイツでの中古車の受取り・整備・塗装の費用の償還を求めて訴えを提起した。請求は、第一審では認容されたものの、控訴審では逆に棄却され、それに対する上告も棄却された。

判決においては、警察に押収されたことについてのXのYに対する通知が押収を知った時から二箇月以上経過し、また、Aから返還請求を受けたことについてのXのYに対する通知もAの請求を知ったとき時から約七箇月経過していたことから、「第三者の権利または請求を知り、又は知るべきであった時から合理的な期間内に、売主に対してそのような権利または請求の性質を特定した通知」が怠られたと判断され、Xの第四条の規定に依拠する権利が認められなかった。

3 効果

買主が、本条に従った通知を行わないときは、第四条および四二条の規定に依拠する権利を失う。ただし、本条二項および第四四条が適用されるときは、この限りでない。

4 売主の悪意による例外

売主が、第三者の権利または請求およびその性質を知っていた場合には、買主は、本条一項に従った通知をしなくても、第四条および第二条の規定に依拠する権利を失わない(本条二項)。

ここで、知っていたとは、文言どおりに悪意を意味し、善意無重過失を含まない。この点で、物の瑕疵に関する第四〇条の規定と異なることに注意を要する。

悪意の基準時は、買主が、第三者の権利または請求を知り、または知るべきであった時から合理的な期間内である。その合理的期間内に売主自らが悪意になれば、買主は通知をしなくてもよい。契約締結時や引渡時が基準となるのではな⁹⁸。

5 証明責任

本条一項の規定に従った通知の発信については、買主が証明責任を負う。買主は、通知の到達については証明責任を負わない(第二七条参照)。売主の悪意(本条二項)についても、買主に有利な事実であるから、買主が証明責任を負うと解釈される(ただし、反対説⁹⁹がある)。

(1) *Kiene, Sörrén C: Rechtsmängel im UN-Kaufrecht und das Verhältnis von Art. 30 CISG zu Art. 41, 43 CISG* *Zugleich Anmerkung zum Urteil des BGH vom 11. 1. 2006 (IHR*

2006, 82), *IHR* 2006, SS. 93-97, S. 93.

(2) 本稿に類似する先行研究として、『注釈 国際統一売買法』第四条・第四条(山本宣之)(法律文化社、平一一二)三〇頁〜三三三頁および第四条(岡林伸幸)三三三頁〜三三七頁を参照した。

(3) 平成三〇年民法改正によって「瑕疵」という言葉は民法典から大幅に削除された。ウィーン売買条約でも「瑕疵」の言葉は用いられていない。しかし、本稿では、用語が長くなることを避けるため、また従来の慣用に従って、「契約不適合」の意味で「瑕疵」の語も用いた。なお、物品が契約に適合、という文言は、厳密に言えば本条約上、物の瑕疵についてのみ用いられ、権利の瑕疵については用いられな¹⁰⁰。

(4) *Staudinger/Magnus: Art. 41, 2018, Rn. 10, 11.*
 (5) 最判昭和四一年四月一四日民集二〇卷四号六四九頁。
 (6) 我妻榮『債権各論 中巻一』(岩波書店、昭三二)二八四頁以下、二八九頁、内田貴『民法Ⅱ』第三版『債権各論』(東京大学出版会、平二三)一三五頁以下、中田裕康『契約法』(有斐閣、平三〇)三〇三頁、一七頁。
 (7) *Staudinger/Magnus: Art. 41, 2018, Rn. 10, 11.*
 (8) *BeckOK BGB/Saenger: 51. Ed. 18.2019, CISG Art. 41, Rn. 5.*
 (9) *Staudinger/Magnus: Art. 41, 2018, Rn. 16.*
 (10) <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/060111gl.html>

- (37) Staudinger/*Magnus*: Art. 43, 2018, Rn 3.
- (38) Staudinger/*Magnus*: Art. 43, 2018, Rn 9; BeckOK
BGB/*Saenger*: 51. Ed. 1.8.2019, CISG Art. 43, Rn 2.
- (39) Staudinger/*Magnus*: Art. 43, 2018, Rn 12; BeckOK
BGB/*Saenger*: 51. Ed. 1.8.2019, CISG Art. 43, Rn 3.
- (40) Staudinger/*Magnus*: Art. 43, 2018, Rn 24; BeckOK
BGB/*Saenger*: 51. Ed. 1.8.2019, CISG Art. 43, Rn 4.
- (41) Staudinger/*Magnus*: Art. 43, 2018, Rn 14, 15; BeckOK
BGB/*Saenger*: 51. Ed. 1.8.2019, CISG Art. 43, Rn 5.
- (42) Staudinger/*Magnus*: Art. 43, 2018, Rn 20; BeckOK
BGB/*Saenger*: 51. Ed. 1.8.2019, CISG Art. 43, Rn 5.
- (43) Staudinger/*Magnus*: Art. 43, 2018, Rn 23.
<http://cisgw3.law.pace.edu/cases/060111gl.html>
- (44) Staudinger/*Magnus*: Art. 43, 2018, Rn 27; BeckOK
BGB/*Saenger*: 51. Ed. 1.8.2019, CISG Art. 43, Rn 7.
- (45) Staudinger/*Magnus*: Art. 43, 2018, Rn 30; BeckOK
BGB/*Saenger*: 51. Ed. 1.8.2019, CISG Art. 43, Rn 8.
- (46) Staudinger/*Magnus*: Art. 43, 2018, Rn 31; BeckOK
BGB/*Saenger*: 51. Ed. 1.8.2019, CISG Art. 43, Rn 8.
- (47) Staudinger/*Magnus*: Art. 43, 2018, Rn 32; BeckOK
BGB/*Saenger*: 51. Ed. 1.8.2019, CISG Art. 43, Rn 8.
- (48) Staudinger/*Magnus*: Art. 43, 2018, Rn 35; BeckOK
BGB/*Saenger*: 51. Ed. 1.8.2019, CISG Art. 43, Rn 9.
- (49) Staudinger/*Magnus*: Art. 43, 2018, Rn 35; BeckOK
BGB/*Saenger*: 51. Ed. 1.8.2019, CISG Art. 43, Rn 9.